

告示第55号

一般競争入札公告

肝付町が所有する車両の売却処分について、一般競争入札を実施しますので、肝付町契約規則第2条に基づき次のとおり公告する。

令和7年5月1日

肝付町長 永 野 和 行

1. 入札物件（別添、車両写真を参照）

【物件1】

売却する車両	消防ポンプ自動車
車 名	いすゞ
車 種	エルフ
初年度登録	平成14年3月
型 式	KK-NKR71GN
排 気 量	4.57 L
燃 料	軽 油
乗車定員	8 人
車検期間	令和8年3月18日
走行距離	23,106 k m

【物件2】

売却する車両	消防ポンプ積載車
車 名	三菱
車 種	キャンター
初年度登録	平成13年9月
型 式	KG-FB51AB
排 気 量	2.83 L
燃 料	軽 油
乗車定員	8 人
車検期間	令和7年9月29日
走行距離	11,489 k m

2. 入札参加者の資格

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は参加できない。

※ 入札に参加する資格のない者がした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3. 入札の方法

（1）入札書は、肝付町指定の様式を使用し、記入方法については記入例を参考にすること。また、入札書に記載する金額は消費税を含まない金額とすること。落札決定にあたっては、入札金額に100分の10を加算した額をもって契約金額とする。

（2）入札保証金は不要とする。

4. 入札の場所及び時期・入札及び開札の方法

（1）入札年月日 令和7年6月5日（木） 午後1時30分

（2）入札場所 肝付町役場 2階（第2会議室）

（3）入札及び 一般競争入札によって執行し、落札の可否は当日開札し決定する。

開札の方法 代理人による入札の場合は、入札者と代理人の署名・捺印のある委任状を持参すること。また、郵送による入札は認めない。

5. 入札物品の公開確認

令和7年5月26日（月）～30日（金）午前9時～午後5時まで

肝付町役場 職員駐車場

※問合せ先：肝付町役場 総務課 TEL：65-2511（直通）

6. 入札の無効

次に掲げる入札をした場合は、無効となる。

- (1) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (2) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理を兼ねて入札をした者の入札
- (3) 記名・押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が明確でない入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7. 売却条件等

- (1) 売却代金を全額完納後に関係法令等に基づき、車両の引渡しを行う。自動車は現状での引渡しとし、物件の引き取りは町の指示に従うこと。
- (2) 代金の納入は、町の発行する納付書により、速やかに肝付町指定金融機関窓口に入金すること。
- (3) 物件の引取り及び名義変更（登録抹消、構造変更を含む）に係る手続き等は、すべて買受人負担で行うこと。また、輸送等の際の事故について、肝付町は一切の責任を負いません。
- (4) 名義変更、登録、手続等完了後は、肝付町に自動車検査証の名義変更後の写し（直ちに解体する場合は、登録抹消の証明書の写し）を提出してください。なお、名義変更後の所有者は、当該入札参加者（申込者）とします。
- (5) 車両に書かれた文字「肝付町消防団 後田分団」「肝付町消防団 野崎分団」は、落札後に落札者において消去すること。作業完了後は車両を写真撮影し、（4）と一緒に肝付町に提出すること。
- (6) 物件を登録する場合は、消防団章、サイレンアンプ及び赤色警光灯等の撤去を条件とします。
- (7) 中古物件のため、肝付町は瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札した自動車を不法投棄したり不適正な処理をしたりすることが無いよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守してください。

8 その他

入札書の様式については、総務課にてお受け取り下さい。

この入札に関し、質問、不明な点等がありましたら、6月3日（火）午後5時までに下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

肝付町役場 総務課 消防交通係 小西

TEL:0994-65-2511

メール:syoubou@town.kimotsuki.lg.jp